

「家庭ごみの分け方・出し方」が新しくなります

4月からボールペン、CD、ビデオテープなど、今まで可燃ごみで収集していた
硬質プラスチック製品について**雑ごみ**で収集することになります。

※お問い合わせは、 環境課環境係（☎880-6557）まで

★ビン・雑ごみ・ペットボトル・水銀を含むごみの収集

日	曜	地 区
3/1	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
2	金	立田
3	土	田村
5	月	十市(南部)、天行寺、成合
6	火	片山、里改田
7	水	浜改田
8	木	稲吉、西窪、新川、東崎(西部)
9	金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、伊達野、大埴団地
10	土	篠原、明見
12	月	下啗内、物部、久枝(開田)
13	火	稲生
14	水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町
15	木	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
16	金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区(たちばな改良住宅・小籠住宅を含む)
17	土	祈年(たちばな改良住宅を除く)、東崎(東部)、駅前町
19	月	野田(西野田町1丁目を除く)、天行寺
20	火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、西野田町1丁目
21	水	白木谷、八京、蒲原団地、蒲原住宅
22	木	久礼田、植田
23	金	奈路、亀岩、領石、植野、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷
24	土	十市(北部)、緑ヶ丘
26	月	国分、比江、左右山、岩村
27	火	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を除く)
28	水	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
4/2	月	十市(南部)、天行寺、成合
3	火	片山、里改田
4	水	浜改田
5	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜

＊黒い袋、肥料やお米の袋で中身の確認ができない袋は危険なため、使用しないようお願いします。

★カン・金属類の収集

日	曜	地 区
3/1	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原、明見、伊達野
2	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
3	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
5	月	片山、里改田、浜改田、天行寺、成合
6	火	領石、植野、久礼田、植田
7	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)
8	木	立田、田村
9	金	後免町、野田
10	土	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
12	月	十市(南部)
13	火	東崎(東部)、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
14	水	東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区、祈年、小籠住宅
15	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原、明見、伊達野
16	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
17	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
19	月	片山、里改田、浜改田、天行寺
20	火	領石、植野、久礼田、植田
21	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)
22	木	十市(北部)、緑ヶ丘、岩村
23	金	奈路、亀岩、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷、白木谷、八京
24	土	国分、比江、左右山、北小籠
26	月	下啗内、物部、久枝(開田)
27	火	久枝(開田を除く)、下島、前浜
28	水	稲生
4/2	月	片山、里改田、浜改田、天行寺、成合
3	火	領石、植野、久礼田、植田

＊空き缶（飲料）と他の金属は袋を別にしてください。

★ダンボールの収集

と き	地 区
3月5日・19日 (第1・3月曜日)	天行寺
3月1日・15日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、野田口、西窪、能間、城陸、朝日町、榎田町、東崎(西部)
3月2日・16日 (第1・3金曜日)	下島、田村(ﾊﾞｲﾊﾟｽ南)、浜改田、久枝、前浜、物部(下啗内を除く)、野田、後免町
3月3日・17日 (第1・3土曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋(長岡小籠)、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)
3月8日・22日 (第2・4木曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野
3月9日・23日 (第2・4金曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(ﾊﾞｲﾊﾟｽ北)、岩村、下啗内
3月10日・24日 (第2・4土曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、たちばな改良住宅
4月2日・16日 (第1・3月曜日)	天行寺

環境だより

ごみの減量にご協力を
～可燃ごみが大幅増加中～

可燃ごみの量は平成12年度をピークに年々減少をしていましたが、今年度分については著しく増加することが推計されています。

ごみの減量にご協力をお願いします。

①南国市はレジ袋削減運動を推進しています。買い物はマイバックなどを使用してレジ袋を削減しましょう。また、食料品などの買い過ぎにも注意しましょう。

②資源ごみ（容器包装類プラスチック・ペットボトル・紙類・衣類・ダンボール）は分別して出しましょう。

③トレー・容器包装類プラスチックは、汚れているものも軽く洗って水切り後、資源ごみで出しましょう。

④生ごみなど水分が多いものは、水切りをしましょう。

※お問い合わせは、 環境課環境係（☎880-6557）まで

知って得する国民年金

国民年金保険料の納付期限は、翌月の末日です。忘れず納めましょう。

老齢年金の「裁定請求書」が送られてきます

年金を請求する方の利便性を考え請求漏れを防ぐために、基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、住所、年金の加入記録をあらかじめ印字した老齢年金の「裁定請求書」を、年金支給開始年齢の約3カ月前に日本年金機構より送付しています。

■送付対象者

▶60歳の3カ月前に送付／60歳に特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する方。

▶65歳の3カ月前に送付

①65歳に初めて老齢年金の受給権が発生する方。
②65歳前に特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生しているにもかかわらず、年金の請求をしていない方。

■裁定請求書が送付されたら

請求書に印字されている年金の加入記録などを確認の上、記入してください。

＊戸籍や住民票などの必要書類の準備および裁定請求書の提出については、受給権発生日（誕生日の前日）より後をお願いします。

老齢基礎年金の繰り上げ、繰り下げ

老齢基礎年金の支給開始年齢は原則65歳ですが、

節電ワンポイントアドバイス
(NO.7)

今回は「節電コンテスト」で応募者の皆さんが9月と10月に実践された節電方法を紹介します。

電気使用量が前年より平均29%削減できていますので、皆さんも今日からチャレンジしてみては？

①小まめに電源オフ／「テレビは見たい番組のときだけつける」「小まめに電気を消す」「使用していない家電などのコンセントを抜く」など。

②省エネ家電に買い換え／「LED電球に替えた」という例が多く見られましたが、中には冷蔵庫やテレビを買い換えたという例もありました。

③エアコンを使用しない／「エアコンを使用しない」という例が多かったようですが、「扇風機を上手に併用する」というのも多くありました。夏になったらぜひ実践してみましょう。

④家族が一部屋で過ごす／これが一番ですね。

※お問い合わせは、 市民課年金係（☎880-6555） 南国年金事務所（☎864-1111）まで

名字が変わった方は速やかに連絡を

◎婚姻などで名字が変わった方

本人の記録に結びつく可能性のある過去の年金記録を探すためにも、氏名変更の届け出をしていない方は、急いで届け出をするようお願いします。

■窓口

▶国民年金に加入している方

市民課年金係、南国年金事務所

▶厚生年金などに加入している方（会社員や公務員）やその被扶養配偶者の方／勤務先

▶年金を受給している方／南国年金事務所

※お問い合わせは

市民課年金係（☎880-6555）

南国年金事務所（☎864-1111）まで

市民からのお便り
受験シーズン到来。受験生の皆さま、体調管理には十分気をつけて万全の体制で臨んでください。合格を祈る。